



岡山さんぽメールマガジン 第110号 2017年3月1日(水)



1. 相談員便り『化学物質のリスクアセスメント進んでいますか』

【横溝浩相談員】

2. メンタルヘルス対策研究会(事例検討会)について

3. 研修会のご案内

◆岡山労災病院 産業保健研修会

4. 編集後記

1. 相談員便り

『化学物質のリスクアセスメント進んでいますか』

1: 法改正により化学物質のリスクアセスメントが義務化

平成28年6月に労働安全衛生法が改正され、640の化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務付けられました。これは対象となる化学物質を使用している事業場は、予め作業で取り扱われる化学物質を洗い出し、危険・有害性を表示しなければならないということです。これにより労働者が安全に作業でき、将来も健康を損なうことの無いようにするために必要な体制と言えます。

2: 事業場の担当者の「戸惑いの声」

法改正によって義務化されたことにより、事業場の取り組みをサポートするための講習会や説明会が各地で実施されるようになりました。しかし参加した担当者の方からは「講習会に参加したけど、良く理解できない」という声が多く聞かれました。さらに「法律や指針は理解できるが、実際の自分たちの会社についてはどうなのか?」というところが上手く説明できていないということが分かってきました。

3: 実務に対してどのように実施すればよいか

担当者が実施に取りかかれない原因として「選択肢が多すぎる」という点もあげられます。指針では大まかに次のような方法があります。

- ア. 危険や健康障害の発生可能性と重篤度を考慮する方法（5種類）
- イ. 対象物にさらされる程度と有害性の程度を考慮する方法（3種類）
- ウ. その他、アまたはイに準じる方法

私の考えは、アの中に含まれる「コントロール・バンディング」という手法から始めるのが良いと思います。厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」の中から「化学物質リスクアセスメント支援ツール」を用いると、手順どおりに物質名や量、作業の概要などの項目を入力するだけで、結果レポートが出力できます。入力については特別な化学物質の知識を必要とせず、レポートからは基本的な対策の知識も得られるため、まずはこの方法で慣れていくと良いでしょう。

4：効果的な「リスク低減措置」には専門家の活用を

「コントロール・バンディング」では、化学物質の特性から結果を導き出すため、当然実際の作業環境とはかなりの差が生じます。そのため作業環境測定など、前述の手法イに含まれる「実測値による方法」で「個人ばく露濃度（作業者がどの作業の時どれくらいの濃度にさらされるのか）」を把握することも必要です。リスク低減措置の検討、実施から検証まで、自社で計画・実施できるのが理想ですが、限られた費用でより効果を上げるためにも、一緒になって考えてくれる専門家に相談することをおすすめします。環境改善について多くのノウハウを持つ、岡山産業保健総合支援センターや日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部にもお気軽にご相談ください。

岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員 横溝 浩

◆横溝相談員への質問・相談はこちら◆

<http://www.okayamas.johas.go.jp/02-so.html>

2. メンタルヘルス対策研究会（事例検討会）について

《内容》

3 企業でグループを組み、人事労務担当者が各自の事案を持ち寄り、事例検討、グループディスカッションを行います。（2カ月に1度、年6回）本年度は、71件の事案について、話し合いを行いました。

《これまでにあった相談》

- ・何度も休職を繰り返している労働者の対応は？
- ・病院へ行きたがらない労働者は、どうすればいい？
- ・発達障害と思われる労働者がいて、周囲が困っている。
- ・メンタル不調者の主治医に会いに行く際、どのような手続きが必要？
- ・障害者を雇用する場合、どのような配慮をするべき？
- ・メンタル不調が治っていないのに、復職したがる労働者への対応は？
- ・ストレスチェックを効果的に運用するやり方は？

これまでに企業 15 社が参加し、皆様から好評を頂いている研究会です。各企業の労務担当者と意見交換ができ、他企業の事案に触れることでメンタル対応のスキルアップが望めます。

平成 29 年度は 2 グループ（6 社）を募集します。※申し込み多数の場合、翌年度以降にて順次対応します。参加希望の方は、お早目にお申込下さい。参加希望の方は、info@okayamas.johas.go.jp 宛てに「参加希望」と書いてメールをお送りください。

日時：原則として隔月第一火曜日 15 時～17 時

担当：高尾総司先生（岡山大学院 講師）

備考：会場は岡山大学医学部内、参加費無料です。県内企業の人事労務担当者の方なら、どなたでも参加できます。1 年を通しての参加をお願いします。

本年度の『成果報告会』を 3 月 23 日に開催します。興味のある方は、参加をご検討下さい。↓

◆ メンタルヘルス対策研究会（事例検討会） 成果報告会 ◆

受講料：無料

会 場：岡山大学鹿田キャンパス 基礎研究棟 1 階

日 時：3/23（木）15：00～17：00（最後 30 分は質疑応答）

講 師：高尾総司相談員（岡山大学院 講師）

内 容：

『職場は働く場所』…労務管理によるメンタルヘルス対策概要
研究会（事例検討会）による支援のポイント

詳細・お申込はこちら

<http://www.okayamas.johas.go.jp/01-ke-t.html>

3. 研修会のご案内

◆ 岡山労災病院 産業保健研修会 ◆

産業保健に関心のある方なら、どなたでもご参加いただけます。
産業医の方は、生涯研修の単位を取得できます。

時間：19：00～21：00

◆会場：岡山労災病院（岡山市南区築港緑町 1-10-25）

03 月 09 日（木）『事例で学ぶメンタルヘルス対応（パワハラグレーゾーン編）』

詳細、申込、その他の研修会情報はこちら

<http://d.hatena.ne.jp/okayama-eisei/>

4. 編集後記

年度末を迎え、来年度の計画がぼちぼち決定しつつあります。女性の活躍促進を拒む問題として、妊娠・出産・育児休業を理由とする解雇や雇止め等の不利益取扱いがあります。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により禁止されています。3月から4月にかけて労働契約の更新の時期を迎える事業場も多いため、このような相談が増加するおそれがあります。不利益取扱いを行わないよう、適切な雇用管理をしていきましょう。疑問点等ありましたら、岡山労働局雇用環境・均等室へ御相談ください。（電話番号：086-225-2017）

次回の第 111 号は 4 月 3 日（月）に配信予定です。